

滝原地区 地域農業マスタープラン(実質化された人・農地プラン)

注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。

市町村名	作成年月日	直近の更新年月日
一関市	令和3年3月25日	滝原ひがし(令和2年3月26日)
対象地区名(地区内の集落名)		
滝原		

1 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積	60.52 ha
② アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	49.08 ha
③ 地区内における75歳以上の農業者の耕作面積の合計	5.00 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	1.60 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.00 ha
④ 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.55 ha
(備考)	

注1: ③の「〇歳以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2: ④の面積は、別表「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3: アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4: プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

基盤整備地区については、中心経営体である法人が農地を集約しているが、基盤整備地区外の農地の維持が課題となってくる。

注: 「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

基盤整備地区については、中心経営体である農業法人が担っていく。

基盤整備地区外については、中心経営体である認定農業者及び今後育成すべき農業者を中心に担っていくほか、中山間地域等直接支払交付金協定組織や多面的機能支払交付金活動組織が連携して農地の保全に努める。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人や農地の利用集積を行うことが確実に市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

(1) 農地中間管理機構の活用	基盤整備地区については、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けることにより、法人に農地を集積し、効率的な農業経営に取り組む。
(2) 営農・販売について	基盤整備地区については、転作の団地化により、飼料用米や高収益作物に取り組む予定となっているが、労働力や収益性を考慮しながら取組作物について、検討を重ねる。 観光地という立地条件を活かした営農、販売を検討する。
(3) 地域での共同取組活動の維持	中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金を活用し、農道の整備や草刈等を行っており、今後も共同取組活動を継続し、農地の維持を図っていく。
(4) マスタープラン話合いの継続	マスタープランの実践のためには、話合いの継続は重要であり、様々な話合いの機会を利用しながら、マスタープランに係る話合いを継続する。

5 今後の地域の中心となる経営体の状況

(1) 経営体数

	個人・任意組合	法人
① 認定農業者	3 人	2 法人
② 認定新規就農者	人	法人
③ 集落営農組織	組織	法人
④ 他市町村の認定農業者	人	法人
⑤ 他市町村の認定新規就農者	人	法人
⑥ 基本構想水準到達者 ^{注)}	人	法人
⑦ 今後育成すべき農業者	1 人	法人

注：基本構想水準到達者とは、①～⑤以外の者で市町村基本構想で定める目標所得を上回っている者。

(2) 農地の集積面積

	集積面積	地域内の耕地面積	集積率
現状	39.85 ha	60.52 ha	65.85 %
今後	40.40 ha	60.52 ha	66.75 %